

基本方向1 子ども・若者が健やかに成長するための支援の充実

【めざす姿】

- ・すべての子どもの権利が尊重され、健やかに成長できるよう地域全体で見守っています
- ・自分の大切さと相手の大切さを認めることができる子どもに育っています
- ・子どもが自分の意見を発言し、主体的に行動する気持ちが育っています
- ・地域全体での見守り意識が定着し、児童虐待が未然に防止されています
- ・学校を含め社会全体でいじめを防いでいます
- ・さまざまな困難を有する子ども・若者が健やかに育つことができる支援体制を整備しています

【具体的施策】

- 1-1 子どもの権利を尊重する意識の醸成
- 1-2 児童虐待防止対策の充実
- 1-3 いじめ・不登校等への対応
- 1-4 若者への支援の充実 ～子ども・若者計画～

計画期間（令和2（2020）～令和6（2024）年度）の具体的施策の成果・取組状況	
1-1	●地区福祉委員会を単位とする地区人権研修で、「こどもの人権」をテーマに研修を実施。 ●小学校、義務教育学校の入学説明会にて、「子どもの権利条約」リーフレットを配付。 ●市内全学校で「命を育む」教育に取り組み、それぞれ特色のある取り組みを実践。
1-2	●八尾市要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議、調整会議、個別ケース検討会議を開催。 ●児童虐待や虐待発生のおそれがある家庭への支援を実施。 ●専門職の配置を進め、研修や勉強会を活用して職員の育成を行い、支援体制を強化。
1-3	●市内小中学校12校に対し、教職員向けの「弁護士によるいじめ予防・対応研修」を実施。 ●強化月間の設定、こどもの直接の声を聞くツールとして「いじめ報告相談アプリ」を導入。 ●全小学校にスクールカウンセラーを配置し、各学校にてスクールカウンセラーによる相談を実施。
1-4	●相談窓口で、電話のみの相談だけではなく、対面相談、同行支援等、継続的な支援を実施。 ●悩みや困難を感じている子ども・若者やその家族の居場所となる取り組みに対して助成金を交付。 ●就労困難者等に対して、就職につながりやすい各種講座、就労相談等を実施。

【施策推進のための指標】

平成 30(2018)年度実績		令和 5 (2023)年度 実績	令和 6 (2024)年度 見込
○八尾っ子元気・やる気アップ提案事業（子ども提案部門）の提案件数	34 件	新型コロナウイルス感染症により、本事業は令和 2 (2020)年度をもって廃止。	
○児童虐待の相談と通告件数	相談 672 件 通告 199 件	相談 398 件 通告 398 件	相談 450 件 通告 450 件
○いじめの認知件数（千人当たりの件数）	4.3 件	122 件	122 件
○不登校の出現率（千人率）	13.1	30.0	27.2
○若者の相談支援の拠点や居場所の設置		令和 2 (2020)年度より若者相談窓口開設 相談件数延べ 732 件 相談件数延べ 800 件	



めざす姿に対する具体的施策の総括
●子どもの権利を尊重する意識の向上を図るため、「こどもの人権」をテーマにした研修や「子どもの権利条約」リーフレットを配付などの取組を実施し、地域の大人や保護者の子どもの権利を尊重する意識の醸成を図るとともに、子どもに対して命の大切さや基本的人権の主体者であることの理解を深める取り組みを実施した。
●児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応を図るため、八尾市要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議、調整会議、個別ケース検討会議を開催し、関係機関や地域との連携強化に取り組むとともに、児童虐待や虐待発生のおそれがある家庭への支援を実施し、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に取り組んだ。通告件数は増加傾向であり、さらなる連携体制の充実を図る必要がある。
●すべての子どもをいじめから守るために、弁護士、心理士等の専門職による相談の実施や、教職員向けの「弁護士によるいじめ予防・対応研修」の実施により、専門職による専門的見地から助言等を行った。子どもの直接の声を聞くツールとして「いじめ報告相談アプリ」を導入することで、いじめが発見しやすい仕組みを構築し、子どもからの相談環境を充実させることができた。平成 30(2018)年度に比べていじめの認知件数が増加しており、すべての相談に対して、子どもに寄り添った丁寧な対応ができる体制整備を構築する必要がある。また、不登校等への対応を図るため、全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、不登校等の早期改善に向けた相談活動だけでなく、校内ケース会議等により、未然防止のための取り組みも実施した。平成 30(2018)年度に比べて不登校の出現率が大幅に増加しており、引き続き、教員や関係機関と連携を密にとりながら、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を実施する。
●若者への支援の充実を図るため、令和 2 (2020)年度に相談窓口を開設した。令和 4 (2022)年度からは、電話相談に加え、対面相談、同行支援等、継続的な支援を実施することにより、課題を有する対象者や家族に対し、適切な助言や必要な情報の提供、専門的な支援を行うなど、一人ひとりの特性や状況に寄り添い幅広く対応を実施した。今後幅広い支援が可能となるよう制度の周知を図るとともに、各関係機関と連携する必要がある。
●就労困難者等に対して、就職につながりやすい各種講座を実施した。また、地域就労支援センターにおいて、就労困難者等に対する就労相談等を実施した。

基本方向2 みんなで支える、地域が主体の子育ち・親育ちのしくみの充実

【めざす姿】

- ・子どもが主体的に地域活動に参加し、地域の一員であると感じています
- ・安全・安心な子どもの居場所の確保や地域の子育て支援が活発に行われています
- ・子どもや家庭・地域のつながりが深まり、住民が主体となった子育てを支えるしくみや体制ができています
- ・家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実を通じて、親が子育ての喜びを実感しています
- ・行政・企業を含めた地域全体が協力し、子どもが安全に育つ環境をつくっています
- ・ワーク・ライフ・バランスに対する意識が定着し、子育てしやすい環境が整っています

【具体的施策】

- 2-1 子どもが主体となって活動ができる地域づくりの推進
- 2-2 子どもの居場所づくりの支援
- 2-3 子育て支援のネットワークづくりの充実
- 2-4 家庭教育の充実と地域の教育力の向上
- 2-5 子供の安全の確保と子どもに配慮したまちづくりの推進
- 2-6 ワーク・ライフ・バランスの推進

計画期間（令和2（2020）～令和6（2024）年度）の具体的施策の成果・取組状況	
2-1	●多様な体験、活動、交流ができる機会の提供を行う取り組みをに助成金を交付し団体の活動を支援。 ●28の各校区の「わがまち推進計画」に基づき、自主的・主体的に取り組む地域活動に対して財政的支援を実施。 ●各地区青少年育成連絡協議会・八尾市スカウト協会へ補助金やこども会への施設利用料金を助成し、活動を支援。
2-2	●放課後や土曜日、長期休業中の青少年の活動の場として、短期講座・長期講座・体験学習等の活動を実施。 ●青少年施設の運営や市内の各小・中学校体育施設を開放し子どもたちが自主的に活動できる場を提供した。 ●居場所づくりを行う団体に対して補助金を交付し、子どもたちが地域のなかで安心して過ごせる居場所を確保。
2-3	●切れ目のない支援の実施のため、令和4（2022）年10月にこども総合支援センター「ほっぷ」を開設。 ●地域子育て支援拠点について整理し、つどいの広場12か所、地域子育て支援センター5か所、地域子育てつながりセンター1か所の18か所として再整備。 ●民生委員・児童委員による子育て支援活動や子育て家庭による自主的な子育てサークルなど地域における子育て支援の取組みを支援し、ネットワークづくりを充実。
2-4	●スクールソーシャルワーカーによる校内研修、家庭教育支援コーディネーター会議を開催。 ●各小学校と保護者とが連携のもと、各地域で顕在化している家庭や子どもの育ちに関する諸問題を認識し、解決に向けた学びの場を提供。就労困難者等に対して、就職につながりやすい各種講座、就労相談等を実施。
2-5	●子どもの登下校中の事件・事故を防止するため、各地区で子どもの安全見守り活動を実施。 ●小学校及び就学前施設67か所において、交通安全教室を106回開催。 ●授乳やおむつ替えができる施設「赤ちゃんの駅」を、さまざまな媒体を介して周知。
2-6	●八尾市男女共同参画センター「すみれ」主催で家族みんなが笑顔になる講座を実施。 ●労働条件や職場でのトラブルなどについて、弁護士・社会保険労務士による相談を実施。 ●「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関係機関に配架し、啓発を実施。

【施策推進のための指標】

平成 30(2018)年度実績	
○こども会施設利用助成件数	16 件
○地域子育て支援拠点の延べ利用組数	30,992 組
○ 八尾っ子元気・やる気アップ提案事業 (大人提案部門) 助成件数	13 件
○交通事故件数 (15 歳以下でかつ中学生以下)	37 件
○「赤ちゃんの駅」の登録件数	43 件
○ワーク・ライフ・バランスの推進をテーマとした講座の参加人数	195 人

令和 5 (2023)年度 実績	令和 6 (2024)年 度見込
15 件	16 件
41,861 人	42,200 人
子ども・若者育成支援提案事業 助成件数	
5 件	4 件
28 件	25 件
53 件	53 件
—	—



めざす姿に対する具体的施策の総括

- 子どもが主体となって活動ができる地域づくりの推進を図るため、各校区まちづくり協議会が策定した「わがまち推進計画」に基づき、自主的・主体的に取り組まれる地域活動に対する財政的支援として、世代間交流、子育て支援、登校時の見守り活動、その他関係消耗品等の費用を「校区まちづくり交付金」の予算の範囲内において交付し、子どもを対象とした活動に対する支援の充実を図った。今後も各地域が子どもを見守り育てる環境整備が図れるよう支援する必要がある。
- こどもの居場所づくりの支援を図るため、居場所づくりを行う団体に対して補助金を交付することにより、子どもたちが地域のなかで安心して過ごせる居場所を確保し、地域の人々や大学生など身近な大人との関わりを通して、豊かな人間性を育むことができた。地域が主体となって運営している居場所が多数を占めており、支援が必要な子どもや世帯が見られた際に、支援機関等へ円滑につなぐことができるよう、居場所と行政や関係機関、また、居場所同士のネットワークを強める必要がある。
- 子育て支援のネットワークづくりの充実を図るため、地域の子育て世帯への支援を行う地域子育て支援拠点について整理し、つどいの広場 12 か所、地域子育て支援センター 5 か所、地域子育てつながりセンター 1 か所の 18 か所として再整備した。また、民生委員・児童委員による子育て支援活動や子育て家庭による自主的な子育てサークルなど地域における子育て支援の取組を支援し、子育て支援のネットワークづくりの充実を図った。ただし、事業に参加していない子育て世帯が課題を抱えている可能性もあるため、拠点整備とあわせて情報発信の方法を検討し、必要な支援につなげることが必要である。
- 家庭教育の充実と地域の教育力の向上を図るため、スクールソーシャルワーカーによる校内研修、家庭教育支援コーディネーター会議の開催を通じて、家庭の教育力向上を図った。
- 子どもの安全の確保と子どもに配慮したまちづくりの推進を図るため、各地区で子どもの安全見守り活動を実施した。平成 30(2018)年度に比べて交通事故件数が減少し、子どもの安全確保を図った。また、市ホームページや「生活応援アプリ やおっぷ!」等のさまざまな媒体を介した「赤ちゃんの駅」の周知・利用促進により、子育て中の親子が安心して外出できる環境を整えた。
- ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、八尾市男女共同参画センター「すみれ」主催で家族みんなが笑顔になる講座を実施するとともに、「労働情報やお」を発行し、八尾市企業人権協議会会員事業所ほか、市内事業所や関係機関に配架し、啓発を実施した。令和 4 (2022)年度の制度改正に伴い、男性の育児休業取得について、より普及・啓発に取り組む必要がある。

基本方向3 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援の充実

【めざす姿】

- ・子どもの成長に応じて保健・子育てサービスを切れ目なく提供しています
- ・子ども・子育ての一体的な情報提供や総合的な相談を実施しています
- ・生きる力を身につけた子どもたちが次代の親としての自覚を持って、生活しています
- ・子どもの放課後の居場所が確保されています

【具体的施策】

- 3-1 次代の親の育成
- 3-2 子どもと親の健康推進 ～母子保健計画～
- 3-3 幼児教育・保育の充実
- 3-4 子育て支援サービスの充実
- 3-5 子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備
- 3-6 放課後の子どもの活動等の充実
- 3-7 情報提供体制の充実
- 3-8 子育て支援サービスの相談体制の充実
- 3-9 障がいのある子どもやその家庭への支援
- 3-10 外国人家庭への子育て支援

計画期間（令和2（2020）～令和6（2024）年度）の具体的施策の成果・取組状況	
3-1	●感染症拡大防止の観点より実施できていなかった職場体験が、令和5（2023）年度から一部の学校で再開。 ●八尾警察職員、少年サポートセンター職員、学校薬剤師等と連携を図り、各学校で薬物乱用防止教室等を開催。 ●市内小中学校で「職場体験・出前授業・職業講話」「ものづくり企業への社会見学・ものづくり体験」を実施。
3-2	●母子保健相談支援員（助産師）を配置し、妊産婦等への相談支援を実施。 ●保健師・助産師による妊娠中や出産後の訪問指導を実施。 ●母子健康手帳交付時に助産師や保健師による妊婦の面接を実施。
3-3	●幼児教育アドバイザーフォローアップ研修を実施。 ●幼稚園・保育所（園）・認定こども園の保育者、小学校の教員を対象に幼保こ小合同研修会を実施。 ●小規模保育施設の創設や公立施設（跡地）を活用した保育所の創設、既存施設の改築や大規模修繕等を実施。
3-4	●令和4（2022）年10月にこども総合支援センター「ほっぷ」を開設。さらに、令和6（2024）年には、母子保健と児童福祉が一体となり、相談支援体制の強化を図った。 ●ファミリー・サポート・センター事業、一時保育事業、延長保育事業、子育て短期支援事業等を実施。 ●桂・安中青少年会館において、交流・遊びの場としてプレイルーム開放や、子育てサークルへの貸館を実施。
3-5	●「八尾市小中一貫教育基本方針」に基づき、中学校区ごとの一貫した指導、教職員合同研修等を実施。 ●八尾市内全校で作成した道徳教育全体計画、並びに年間指導計画の進捗状況を把握し、指導助言を実施。 ●「八尾市学力向上推進事業」により、指導方法の工夫・改善のための授業研究の推進を実施。

計画期間（令和2（2020）～令和6（2024）年度）の具体的施策の成果・取組状況	
3-6	●放課後子ども教室でスポーツや文化・学習活動等様々な体験活動や地域住民との交流活動を実施。 ●旧幼稚園舎の教室を活用し、社会福祉法人が運営する放課後児童クラブへの運営に対する補助を実施。 ●放課後児童室と放課後子ども教室とが連携し、児童の安全な居場所づくりと活動の充実。 ●放課後児童室を増室し、改修整備を進めたほか、令和5（2023）年度から保育時間を18時から19時に延長し、新たに週4日の利用区分を設ける等、利用者の利便性を高めた。
3-7	●「八尾っ子せいちょうぶっく」を出生届とあわせて配付するとともに、転入児童の保護者などに配付。 ●市窓口や子育て支援拠点等に妊娠期からの子育てに関する情報をまとめた「子育ておうえんBOOK」を配架。 ●子育て家庭だけでなく、母子手帳配付時に「子育ておうえんBOOK」を配付するなど、妊婦への情報提供も実施。
3-8	●切れ目のない支援を実施するため、庁内の相談支援体制等の検討会議を開催。 ●切れ目なく子どもに関する総合的な支援をする組織として、こども総合支援センター「ほっぷ」を開設。さらに、令和6（2024）年には、母子保健と児童福祉が一体となり、相談支援体制の強化を図った。 ●保育教諭・保健師等による相談支援を市内10か所、及び社会福祉会館と2か所の小学校区集会所にて実施。
3-9	●障がいのある児童への介護支援、通所サービス等を提供。 ●障がい児保育を実施している公立認定こども園で、専門講師による保護者相談を実施。 ●特別支援コーディネーターを配置し、特別支援教育・保育の充実を図った。 ●保育サポート（障がい児保育）について、年度途中での随時受入れや各園の受入れ人数を増加するなど受入れ体制を充実。 ●医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行を受け、八尾市就学前施設教育・保育における医療的ケアに関するガイドラインを作成し、公立園・私立園での受入れを実施。 ●特別支援教育支援員や看護助助員を学校に配置し、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習環境を整備。
3-10	●子育て相談、窓口での各種手続を行う外国人家庭等に対して、通訳による対応を適宜実施。 ●市内小中学校において、言語助助員を配置し、日本語指導を必要とする児童・生徒・保護者の支援を実施。 ●「保育利用あんない」の外国語版（ベトナム語・中国語）を作成し、窓口等にて配布。

【施策推進のための指標】

平成30(2018)年度実績		令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度見込
○乳児家庭全戸訪問事業訪問率	96.0%	99.3%	99.5%
○妊婦健康診査平均利用枚数	7.46枚	7.9枚	8.0枚
○保育所待機児童数	18人	0人	0人
○養育支援訪問事業におけるパートナー派遣利用者数	7人	11人	30人
○放課後児童室入室待機児童数	0人	0人	0人

めざす姿に対する具体的施策の総括
●新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施できなかった職場体験を、令和5（2023）年度より一部の学校で再開し、将来自分自身が社会の一員として働くことへの理解を深める機会を提供した。
●子どもと親の健康推進を図るため、保健師・助産師による妊娠中や出産後の訪問指導を実施し、妊産婦の妊娠中毒症や未熟児出生等の予防と、保護者の育児不安を軽減した。平成30(2018)年度に比べて乳児家庭全戸訪問事業訪問率は増加しており、今後も引き続き、専門職の連携を行い、育児不安を抱える保護者への支援を実施していく必要がある。
●幼児教育・保育の充実を図るため、公立認定こども園に所属する幼児教育アドバイザーフォローアップ研修の実施により、園内研修を企画する際の経験ができ、研修で学んだことを活かしながら各園の質の向上につながった。公立・私立園の幼児教育アドバイザーが協同して、八尾市の就学前教育・保育の質の向上をめざし、ともに学び合うため、私立園の参加も促す必要がある。
●積極的な保育枠拡大整備を行い、待機児童ゼロを達成した。今後も継続できるよう、必要な保育枠を確保する必要がある。
●子育て支援サービスの充実を図るため、ファミリー・サポート・センター事業、一時保育事業、延長保育事業、子育て短期支援事業休日保育事業、病児保育事業等を実施した。引き続き、多様化する保護者ニーズへの対応を図る必要がある。
●各校区の特色や子どもたちの実態に応じて各中学校区共通の「めざす子ども像」を設定し、学校・家庭・地域が一体となって取り組みを進めることができた。また、ICTを活用した取り組みなど、小中一貫教育を各中学校区においてさらに定着させていく必要がある。
●子どもの生きる力を育む学校の教育環境等の整備を図るため、市内全校で作成した道徳教育全体計画、並びに年間指導計画の進捗状況を把握、指導助言を実施し、各学校において道徳教育推進教師を中心に道徳教育の充実を図った。引き続き、学校等で道徳教育の推進を図る必要がある。
●放課後の子どもの活動等の充実を図るため、ニーズに合わせて、旧幼稚園舎の教室を活用するとともに、社会福祉法人が運営する放課後児童クラブへの運営に対する補助を行うなどの対策により、待機児童ゼロを継続し、入室を希望する全ての児童の受入れを実施した。今後も入室児童の増加が予想され、保育場所や人員の確保が必要である。
●情報提供体制の充実を図るため、「八尾っ子せいちょうぶっく」を出生届とあわせて配付するとともに、転入児童の保護者などに配付した。また、市窓口や子育て支援拠点等に「子育ておうえん BOOK」を配架、さらに母子手帳配付時にも「子育ておうえん BOOK」を合わせて配付するなど、子育て家庭だけでなく、妊婦への情報提供も実施した。制度改正や、新規事業等により新たに増える情報が多く、掲載内容の精査など検索しやすくする工夫が必要である。
●切れ目のない支援を実施するため、庁内の相談支援体制等の検討会議を開催し、保健・福祉・教育の各分野の連携強化を図りながら、令和4（2022）年10月にこども総合支援センター「ほっぷ」を開設した。さらに令和6（2024）年4月に母子保健と児童福祉が一体となり、相談支援体制の強化を図った。今後も一層、保健・福祉・教育の各関係機関との連携及び相談支援体制の強化を図る必要がある。
●障がいのある子どもやその家庭への支援のため、障がいのある児童への介護支援、通所サービス等を提供した。障がい児通所支援の利用が大幅に増加しているため財源の確保や、多様なサービス提供形態に対する質の確保などが必要である。
●外国人家庭への子育て支援を図るため、日本語指導補助員、支援員として通訳を学校に派遣するとともに、言語介助員を配置し、日本語指導を必要とする児童・生徒・保護者の支援を実施した。今後も、日本語指導が必要な児童・生徒の入学及び編転入が見込まれることから、日本語指導の充実や多様な言語に対応できる日本語指導補助員等の人材確保が必要である。

基本方向4 すべての子どもが限らない可能性を引き出せる環境づくりの充実

【めざす姿】

- ・すべての子どもが地域のなかで安心して過ごしています
- ・すべての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の将来に夢や希望をもって健やかに成長できています

【具体的施策】

- 4-1 ひとり親家庭等の自立支援 ～母子家庭及び寡婦自立支援計画～
- 4-2 子どもの学習面における支援の充実
- 4-3 子どもの生活習慣における支援の充実
- 4-4 保護者が安心して生活するための支援体制の充実
- 4-5 支援が特に必要な保護者への就労・経済的支援の充実
- 4-6 子どもと保護者を支援する地域ネットワークの構築

計画期間（令和2（2020）～令和6（2024）年度）の具体的施策の成果・取組状況	
4-1	●母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭等への相談を実施。 ●母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図るために、資格取得への支援等の給付金事業を実施。 ●就労困難者等に対して、就職につながりやすい各種講座、就労相談等を実施。
4-2	●ひとり親世帯や生活困窮世帯等の中学生を対象として、週1回の学習支援を実施。令和6（2024）年度には対象学年を小学5・6年生にも加えて実施。 ●進路に関する中高連絡会、私学合同説明会、進路資料を作成し、府立高校についての情報収集・提供を実施。 ●「八尾市学力向上推進事業」により、指導方法の工夫・改善のための授業研究の推進を実施。
4-3	●食育月間について市政だよりやホームページに掲載し、食育推進のための年代に応じた取り組みや役割を啓発。 ●子どもが安心して集える居場所づくりを行う団体に対し、経費補助を実施。 ●スクールソーシャルワーカーの配置数を増加し、体制を充実。
4-4	●人権相談、女性相談、外国人市民相談、生活相談、健康相談等、各種相談を実施。 ●ショートステイ8施設、トワイライトステイ1施設と契約し、子育て短期支援事業を実施。 ●つどいの広場を15か所から12か所に再整備し、保護者が安心して交流や相談を行うことができる場を提供。
4-5	●小中高生のいる生活保護世帯に、学用品費、教材費等を支給。 ●カウンセリングやハローワークへの同行訪問等、就労困難者な被保護者に対し、きめ細やかな就労支援を実施。 ●重度障がい者、ひとり親家庭、18歳以下の全ての子どもに医療費の一部を助成。
4-6	●令和3（2021）年度に八尾市生活困窮者支援会議設置要綱を制定し、支援会議を開催。 ●福祉生活相談支援員を6か所配置し、地域福祉課題を抱える人や世帯への相談事業を実施。 ●プレママ・親子相談・交流事業を市内10か所、並びに社会福祉会館と2か所の小学校区集会所にて実施。

【施策推進のための指標】

平成 30(2018)年度実績			令和 5 (2023)年 度実績	令和 6 (2024)年 度見込
○生活保護世帯に属する 子どもの高等学校等進学率	98.9%		94.3%	—
○生活保護世帯に属する 子どもの高等学校等中退率	2.5%		—	—
○生活保護世帯に属する 子どもの大学等進学率	47.4%		43.0%	—
○スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合			スクールソーシャルワーカー対応児童・ 生徒の課題改善率	
	小学校 75.0% 中学校 60.0%		49.5%	35.0%
○スクールカウンセラーの配置率			小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
○入学時及び毎年度の進級時における就学 援助制度の書類の配付状況			配付している	配付している
○新入学児童生徒学用品費等の入学前支給 の実施状況			実施している	実施している

めざす姿に対する具体的施策の総括	
●ひとり親家庭等の自立支援を図るため、母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭等への相談を実施した。多様な相談に対応するため、支援員は相談スキルはもとより、各種制度を熟知する必要がある。	
●子どもの学習面における支援の充実を図るため、ひとり親世帯や生活困窮世帯等の中学生を対象として、学習習慣の定着、学習意欲の向上を目的とした学習支援を実施し、令和6(2024)年度には小学5・6年生も対象とし、拡充を図った。参加につなげていない子どもや保護者に対し、課題を抱えていないか状況確認を行ったり、関係機関と連携し生活等の相談支援につなげていく必要がある。	
●進路指導について、進路に関する中高連絡会、私学合同説明会、進路資料の作成などを行うとともに、府立高校の特色づくり、再編整備・入試改革等について、情報収集に努め、情報提供を実施した。府立高校の特色づくり、再編整備等について動向を注視しながら、個々の生徒へ適切な進路指導を実施することが必要である。	
●子どもの生活習慣における支援の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーの配置数を令和6(2024)年度から9人へ体制を充実した。引き続きスクールソーシャルワーカーによる支援や研修等を活用して教職員の気づきを促し、子どもが抱えるさまざまな課題への早期発見・早期対応を推進する必要がある。	
●保護者が安心して生活するための支援体制の充実を図るため、人権相談、女性相談、外国人市民相談、生活相談、健康相談などの相談事業やつどいの広場での交流や相談により、子育て家庭の育児不安を軽減した。	
●支援が特に必要な保護者への就労・経済的支援の充実を図るため、生活保護世帯の小学生・中学生・高校生に対し、学用品費、学級費、教材費、学校給食費、学習支援費（クラブ活動費）などを支給し、必要な世帯への福祉の増進を図った。	
●生活保護世帯に対する就労支援として、カウンセリングやハローワークへの同行訪問等、就労困難者である被保護者に対し、きめ細やかな就労支援を実施した。今後も就労自立に向け、総合的・組織的な支援を行うことが必要である。	
●子どもと保護者を支援する地域ネットワークの構築を図るため、福祉生活相談支援員を6か所に配置し、地域福祉課題を抱える人や世帯への相談事業を実施した。また、プレママ・親子相談・交流事業を市内10か所、及び社会福祉会館と2か所の小学校区集会所にて実施した。	